

ＢＢＳモデル活動事業実施要領

公益財団法人日立財団
特定非営利活動法人日本ＢＢＳ連盟

1 ＢＢＳモデル活動事業の目的

特定非営利活動法人日本ＢＢＳ連盟（以下、「当連盟」という。）は、公益財団法人日立財団（以下、「財団」という。）の助成を受け、子どもに寄り添い、その健やかな成長を助け、地域コミュニティにおける社会的課題の解決に資する活動を積極的に支援することを目的として本要領を定める。

2 ＢＢＳモデル活動事業の内容

ＢＢＳモデル活動事業（以下、「モデル活動」という。）は、各都府県連盟又は同連盟を構成する地区会・その他ＢＢＳ活動を行う団体（以下、「ＢＢＳ会」という。）が主体となって、非行に陥った少年の改善更生、又は社会生活への適応に困難を抱える子どもや少年（以下、「子ども」という。）の自立を支援し、犯罪や非行のない明るい社会の実現をめざすＢＢＳ運動のうち、次の各号に相当する活動とする。

- (1) 子どもの貧困の解消をめざす活動
- (2) 子どもの教育・機会の格差の解消をめざす活動
- (3) 子どもに対するともだち活動、青少年の非行防止を図る活動や社会参加活動及び社会貢献活動への協力活動
- (4) 外国籍を有する子どもや青少年を支援する活動
- (5) その他、広く社会のニーズを汲み上げた活動

3 モデル活動の推薦・選定

- (1) 本助成を受けようとするＢＢＳ会は、別紙様式1『「ＢＢＳモデル活動事業」実施計画書』を、各都府県連盟を經由して、毎年4月末日までに、各地方連盟あて提出すること。
- (2) 各地方連盟は、上記(1)により提出のあった活動に推薦順位を付した上で、別紙様式2「『ＢＢＳモデル活動事業』の推薦について」を毎年5月末日までに当連盟あて提出すること。
- (3) 当連盟は、(2)により推薦のあった活動のうち、上記1の目的にふさわしいと認められる活動を法務省保護局と協議の上、財団に推薦し、その決定を受けて、毎年6月末日までに各地方連盟あてに通知する。
なお、当連盟が、財団に対してモデル活動を推薦するに当たっては、ＢＢＳ活動の中で、子どもにとって有益で、事業の実施効果が高く、ＢＢＳ活動の指針となる新規の事業及びこれまで本助成を受けたことのない活動を優先的に推薦する。

4 経費の助成等

- (1) 当連盟では、財団から決定を受けた後、各実施団体に対し、毎年6月末から7月上旬の間に助成金の振込を行う。
- (2) モデル活動の実施期間は、原則として当該事業年度の7月1日から12月15日までの間とする。なお、各実施団体においては、(1)により振り込まれた助成金を、この活動実施期間中に執行するものとする。
- (3) モデル活動を遂行するための助成対象として妥当であると判断した経費の助成限度額は20万円とする。
- (4) 活動計画及び活動内容、収支予算等の変更が必要となったときは、速やかにその旨を当連盟に報告すること。また、活動の途中で見学や報告を求められたときも、速やかに対応すること。

5 実施結果の報告等

各実施団体は、活動の終了後、別紙様式3の実施結果報告書を、当該事業年度の1月末日まで(期日厳守)に各都府県連盟及び地方連盟を経由して当連盟あて提出すること。

6 助成対象としない経費

各実施団体の構成員の範囲で完結するような飲食で、反省会や会議等における飲食費、構成員に対する人件費(保険料を除く。)、机や椅子、厨房用具、パソコンやプリンタ、カメラなどの備品購入費は助成対象としない。

旅費は、その合計額が助成金の50%までとする。

通信費、実施結果報告の印刷製本費は助成対象としない。

ただし、活動がいわゆる「子ども食堂」の場合は、参加者(子ども)に対する経費は助成対象とする。

※注 「子ども食堂」～共働き家庭やひとり親家庭等で夜遅くまでひとりで過ごす子どもたちの「孤食」を少しでも減らし、子どもが安心できる地域の居場所づくりと保護者への子育て支援を目的として、安価又は無料で、食事の提供等を行うもの。子どもの社会的孤立や孤食を防ぎ、子どもにとって身近な遊び場所、居場所になる。一般に、「子ども食堂」では、安価又は有料での食事提供等が事業内容となるので、すべての利用者に利用登録をさせ、食品衛生責任者を置くこと、毎月の実施回数及び実施時間等が定められることが多い。

7 留意事項

各実施団体には報告等が義務付けられており、特に以下の事項に違反したときは、助成金交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めたり、不正事案として公表したりすることがある。

- ① 助成金の他の用途への無許可使用
- ② 交付決定の内容又は交付条件に対する違反

- ③ 助成事業等に関する不正，怠慢その他不適当な行為
- ④ 定められた必要な報告をせず，若しくは虚偽の報告をした場合

附則

平成14年4月1日から「『BBSモデル活動』実施要領」として施行してきたものを，平成30年6月1日に改訂した。

旧要領に基づき提出された申請は，有効なものとして扱う。